

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・ 関連会社株式及びその他有価証券
時価のあるもの
 - 時価のないもの
- 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定している)
移動平均法に基づく原価法
- 2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産
製品
原材料、仕掛品
(貸借対照表評価は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)
- 総平均法に基づく原価法
移動平均法に基づく原価法
- 3) 固定資産の減価償却の方法
- ・ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 建物(建物付属設備を除く)
 - その他の有形固定資産
 - 尚、主な耐用年数は以下の通りである。
 - 建物
 - 機械装置
 - ・ 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- 定額法
定率法
7～50年
8年
定額法
- 4) 引当金の計上基準
- ・ 賞与引当金
 - ・ 退職給付引当金
- 従業員賞与(使用人兼務取締役の使用人分を含む)の支給に充てるため、支給見込額に基き見積額を計上している。
従業員退職金については、確定給付型の制度として特許企業年金基金、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けていたが、平成21年1月に適格退職年金制度を廃止し、中小企業退職金共済制度へ移行した。
従業員分については当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を、また、役員分については内規に基づき計算された金額の全額を計上している。
- 5) 消費税の会計処理
消費税及び地方税の会計処理は、税抜方式によっている。
- 6) 会計方針の変更
- リース取引に関する会計基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
これにより、営業利益は832,459円増加している。

2. 貸借対照表に関する注記

1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,821,604,078 円
2) 保証債務等 受取手形割引高	427,533,064 円
3) 関係会社に対する短期金銭債権	305,987,719 円
関係会社に対する短期金銭債務	373,215,559 円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する売上高	2,511,809,580 円
関係会社からの仕入高	3,607,981,261 円
関係会社との営業取引以外の取引高	30,324,000 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1) 当期末における発行済株式の数	260,000 株
2) 剰余金の配当に関する事項 配当金支払額	

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	3,501千円	13.5円	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1) 繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	90,172,000 円
賞与引当金	24,145,000 円
未払社会保険料	2,929,000 円
ゴルフ会員権評価損	2,925,000 円
役員退職給付引当金	1,205,000 円
その他	1,736,000 円
計	123,112,000 円
2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8,555,179 円
計	8,555,179 円
繰延税金資産の純額	114,556,821 円

6. 1株当たり情報に関する注記

1) 1株当たり純資産額	4,464円73銭
2) 1株当たり当期純損失	57円84銭